

大和市告示第55号

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱の一部を改正する
要綱

大和市高齢者はり、きゅう及びマッサージ治療費の助成に関する要綱（平成21年大和市告示第103号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1,500円」を「1,000円」に改める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。